

太陽光発電設備の償却資産申告について

償却資産に該当する設備を所有されている方は、償却資産の申告をお願いします。毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となりますのでご注意ください。

表1：申告対象となる太陽光発電設備

設置者	10kW 以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW 未満の太陽光発電 (余剰売電)
個人設置（住宅用）	事業用資産となり、「 申告対象 」	住宅用設備となり「 申告対象外 」
個人設置（事業用） 法人設置	事業用資産となり、「 申告対象 」	

※10kW 以上の太陽光発電設備はすべて事業用となり、申告対象です。

※余剰売電、全量売電の契約に関わらず事業用資産の発電設備は申告対象となります。

※事業用と住宅用の双方に利用されている場合、利用割合に関わらずすべてが事業用となり申告対象となります。

表2：発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの 設 置 方 法	太陽光発電設備				
	太陽光パネル	架台（レール）	接続ユニット	パワー・コンディショナー	表示ユニット
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋		償却資産		
架台に乗せて屋根に設置	償却資産				
屋根以外の場所（地上や屋根の要件を満たしていない構築物など） に設置	償却資産				

家屋：家屋として評価の対象となり、償却資産としての申告は不要です。

償却資産：償却資産に該当します。償却資産としての申告が必要です。